

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

新ひだか町立三石小学校 令和8年（2026年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

三石小学校 いじめ防止基本方針

三石小学校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という強い認識のもと、すべての児童が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組みます。

三石小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

- (1) 守り抜く姿勢
被害児童の安全を最優先し、「絶対に守り通す」という信念を持って心のケアにあたります。
- (2) 毅然とした指導
加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、自らの行為の責任を自覚させます。
- (3) 警察・専門家との連携
犯罪行為の疑いがある場合は速やかに警察へ通報します。この方針はあらかじめ保護者に周知します。
- (4) 解消の判断
いじめ行為が3ヶ月以上止んでおり、児童が心身の苦痛を感じていないことを組織的な判断により決定します。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- 4月 PTA 総会や学級懇談会で三石小学校のいじめ防止の取組について説明する。
- 5月 教育相談を実施し、児童の様子について共通理解を図る。
- 6月 第1回いじめアンケートを実施し、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。保護者と情報共有を行う。
- 11月 第2回いじめアンケートを実施し、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。保護者と情報共有を行う。
- 2月 第3回いじめアンケートを実施し、いじめ対策委員会を開き、組織的にいじめの対応を行う。保護者と情報共有を行う。
- 随 時 毎日の終会や職員会議で児童の実態交流を行う。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の三石小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0146-33-2142（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
日高教育局教育相談電話（電 話）	0146-22-1325	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

